

(新)一般廃棄物処理におけるRoHS規制対象物質等対策調査

16百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

EU諸国では、廃電気・電子機器に含まれる重金属や臭素系化合物に起因する廃棄物処理過程での汚染が問題となっている。このため、RoHS指令により、平成18年7月以降、電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニール(PBB)、ポリ臭素化ジフェニールエーテル(PBDE)の使用を禁止することとしている。これらの規制等を踏まえ、我が国においてもこれら6物質を中心に製品中に含まれる有害化学物質に対する規制強化の必要性が指摘されており、廃棄物から再生された製品の安全性を含めて十分な検討・検証が必要な状況となっている。

このため、一般廃棄物のリサイクル関連施設や最終処分場等を対象として、有害化学物質の排出状況に関する実態調査を行い、ポリ臭素化ビフェニール(PBB)、ポリ臭素化ジフェニールエーテル(PBDE)等RoHSによる規制物質、揮発性、反応性の高い化学物質等の挙動を把握するとともに、制御対策の検討、再生された製品の安全性の評価等を行うことにより、一般廃棄物のリサイクルに関する有害化学物質対策の強化を図るものである。

2. 事業計画

- 平成18年度・調査対象施設等におけるプロセス構成の調査・検討及び有害化学物質の発生等に関する文献調査
 - ・破碎、圧縮、減容・再生施設等における有害化学物質実態調査
- 平成19年度・最終処分場、熱処理施設等における有害化学物質実態調査
 - ・再生製品の実態調査
- 平成20年度・制御対策の検討
 - ・再生製品に関する安全性評価

3. 施策の効果

一般廃棄物のリサイクル及び再生製品の利用に伴う環境負荷の削減、安全性の確保が図られる。